

広島県告示第二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西横路二二四〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	広横路二丁目	二二二六番一地先里道敷 二二二八番地先里道敷 一二三〇番一 一二三九番	標柱一号 標柱二号 標柱三号及び四号 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大井一七二八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
竹原市	下野町	早木 大東山 多東郷 大東山	一七二七番一 八四〇番二 一八一〇番 八三一番 八三〇番三	標柱一号 標柱二号 標柱三号及び四号 標柱五号 標柱六号及び七号

多東郷									
大東山	早木	大東山	早木						
八三六番	一七三七番地先水路敷	八三四番地先水路敷	一七四二番一	一七四四番一	一七五九番	一七八〇番一	甲一八〇七番地先里道敷	一八一二番一	一八〇八番一
標柱一八号	標柱一七号	標柱一六号	標柱一五号	標柱一四号	標柱一三号	標柱一一号及び一二号	標柱一〇号	標柱九号	標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中所下地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

三次市							郡市・区	
三次町					山家町	三次町		町
中所				郷川			字	
七二四番地先道路敷		七二六番一	三八一番	二八二番一	二七五番	二六六番一	二六七六番地先道路敷	地番
標柱九号		標柱八号	標柱六号及び七号	標柱五号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号	標柱番号

七七三番

標柱一〇号